

不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習活動についてのガイドライン

塩尻市教育委員会

はじめに

不登校児童生徒の中には、家庭にいながらも学校と連携し、ICT等を用いて相談・指導を受け、社会的な自立に向けて努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するために、我が国の義務教育制度を前提としつつ、文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日 元文科初第698号）を踏まえ、塩尻市では一定の要件を満たす場合に、校長は、ICT等を活用した学習活動を行った日数を「指導要録上の出席扱い」とすることができることとする。

なお、校長が総合的に上記判断を行う際の目安を示すものとして、このガイドラインを設けるものとする。

1 基本的な考え

不登校児童生徒が自宅等においてICT等を活用した学習活動を行ったとき、校長は本人の状況や保護者の希望を勘案し、下記に示す要件を満たすとともに、これらの学習活動が当該児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、自立を助けるうえで有効かつ適切であると判断できる場合は、市教育委員会と相談して、ICT等を活用した学習活動の日数のうち、校長が認める日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

また、当該児童生徒が学習した内容が教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入することができることとする。ただし、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することを求められるのではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載が求められるものであることとする。

2 出席扱いの要件

(1) 主たる目的

社会的な自立に向けて、懸命の努力を続けている不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

(2) 保護者との連携・協力

保護者と学校との間に、下記の(3)から(6)までの要件を満たすための十分な連携・協力関係が保たれていること。

(3) ICT等を活用した学習活動

ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。

また、ICT等を活用する場合は個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など事前に必要な指導を行うとともに、その活用状況について把握すること。その際、保護者にもICT等の活用について十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力に応じてもらうこと。

(4) 訪問等による対面指導

訪問等による対面指導が適切に行われ、当該児童生徒に対して学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われていること。

（対面指導を行う者として、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子と親の心の支援員、アウトリーチ支援員、教育委員会職員等が考えられる。）

(5) 学習活動について

学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度に応じ、学習指導要領を踏まえたものであること。学習活動の内容について保護者にも十分な説明を行い、理解や必要な協力を得ること。

(6) 学習活動の把握

校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について十分把握すること。学校と保護者、当該児童生徒とで共通理解が図れるように、例えば対面指導において学習の進捗状況を確認するなど、連携を図りながら実施すること。

3 指導要録への記載について

長野県教育委員会「児童生徒指導要録記入の手引き（小・中学校）」を踏まえ、校長が出席扱いとした日数については、指導要録では、出席日数の内数として記入する。ICT等を活用した学習活動を行った場合は、出席日数の内数として出席扱いした日数及び事由を、出欠の記録の備考欄ではなく「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入する。